

官民協働海外留学支援制度選考委員会設置規程を次のように定める。

平成26年9月4日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

官民協働海外留学支援制度選考委員会設置規程

(設置)

第1条 組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第30条の規定に基づき、官民協働海外留学支援制度選考委員会(以下単に「選考委員会」という。)を置く。

(役割)

第2条 選考委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審査及び審議するものとする。

- (1) 官民協働海外留学支援制度(日本代表プログラム)実施規程(独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第23号)第7条の規定及び官民協働海外留学支援制度(新・日本代表プログラム)実施規程(独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第19号)第6条の規定により提出された派遣留学生の留学計画等に係る審査
- (2) 官民協働海外留学支援制度(日本代表プログラム)実施規程第15条第1項及び第18条第2項の規定並びに官民協働海外留学支援制度(新・日本代表プログラム)実施規程第14条第1項及び第17条第2項の規定により地域協議会の長から提出された書類に係る審査
- (3) その他派遣留学生の決定に係る選考審査に当たり必要な事項についての審議
(組織及び委嘱等)

第3条 選考委員会は、産業界関係者からなる民間選考委員並びに学識経験者及び関係行政機関の職員からなる専門選考委員その他理事長が必要と認める者により構成され、理事長が必要と認める数の委員をもって組織する。

2 委員は、理事長が委嘱又は協力依頼をする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 選考委員会において、民間選考委員のうちから主査1名及び副主査2名を、専門選考委員のうちから主査1名及び副主査1名を置き、理事長が委嘱又は協力依頼をするものとする。なお、主査及び副主査以外の委員については、前条第1号の審査のみを行う。

5 主査及び副主査の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 選考委員会は、必要に応じて委員長を置くことができ、主査及び副主査の互選に

より選任する。

7 委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

8 選考委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(雑則)

第4条 委員は、選考委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第28号)

この規程は、平成27年7月17日から施行し、改正後の官民協働海外留学支援制度選考委員会設置規程の規定は、平成27年1月15日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第21号)

この規程は、令和4年10月11日から施行する。